

淀川水系河川整備計画原案についての 補足説明資料（その1）

河川整備計画策定にあたっての河川管理者のスタンス

レビュー委員会の見解

平成20年4月22日

近畿地方整備局

河川整備計画策定にあたっての河川管理者のスタンス

今後、河川整備計画作成作業を進めるにあたって、河川管理者として以下に示す方針で取り組みます。

- 河川整備計画に位置づける整備内容については、可能な限り整備順序や目標年次を記述します。
- 個々の整備内容について明示した整備シートの作成に取り組みます。
- 今後、環境、治水、利水などの分野毎の整理だけではなく、たとえば、地域という視点で評価する等、横断的なメニューの整理について工夫する考えです。
- 原案の中に「検討する」と記載している事項については、河川整備計画策定までにできる限り具体化する考えです。
- 自分にとっていかなる関わりがあるか等をわかるようにするなど、できるだけわかりやすい資料を作成し、丁寧に説明します。
- 学識経験者からの意見聴取については、流域委員会委員に専門的知識をもとに意見（専門分野から見た原案の妥当性、解決策等）を述べていただくことをお願いします（専門以外の分野に関するコメントを排除するものではありません。）。
- 関係住民からの意見聴取については、説明会等にお出でいただいている方だけでなく、上下流にわたりほぼすべての住民がより良い川づくりに关心を持ち、より一層理解が深まるよう、ホームページによる情報提供に限らず、さまざまな方法による徹底した情報提供と意見聴取を行い、透明性、客観性を確保します。
- 関係自治体の長からの意見聴取についても、これから河川整備計画の策定という具体的な事業等を決定するプロセスに入っていくこともあります、地域の安全の確保、地域の振興、良好な環境の創出・保全に責任のある自治体の長の意見を十分尊重し、地域全体の合意形成を図っていきます。

《レビュー委員会の見解》

1. 透明性、情報公開

1-1 【透明性】

委員会活動に関する透明性の確保はかなり徹底して行われてきたということができる、今後も引き続き取り組むべきである。

1-2 【情報公開】

一般住民等への情報提供はこれまでホームページ等を通じて行ってきたが、住民に必要な情報が容易に得られるようにするなど、より一層工夫する必要がある。

2. 委員会の進め方、効率性

2-1 【これまでの活動の評価】

これまで、流域委員会が河川整備計画原案作成以前の早期の段階から関与し、非常に熱心な議論、審議を重ねてきたことについては、取り組んできた内容や成果に鑑みて適切に評価されるべきであり、流域委員会の運営に関する庶務を河川管理者の委託を受けた民間企業が行ったことに関しても、流域委員会の充実した活動を補助するという点に鑑みて評価されるべきである。また、学識経験者と住民の参加を連動させる方式は、多様な意見を総合的に判断する上で重要な役割を果たした。ただし、意見聴取の方法などに工夫の余地がある。

2-2 【進め方】

河川管理者がそれぞれの段階で積極的に見解を示し、流域委員会と河川管理者とのキャッチボールを密に行うことで、河川整備計画の作成に向けて効率的、効果的に議論を進めることが重要である。この点に関し、第2次委員会以降、河川管理者がやや消極的になったことは反省すべき点である。

2-3 【効率性】

これまでの委員会活動のコストは、河川の機能を多面的に捉えようとした先例のない取組みであることなどを考えるとやむを得ない面がある。しかしながら現時点での振り返りみると、審議に多くの時間、費用を要したという点では反省すべきところを残す。さらに、部会やワーキンググループ等を頻繁に行ったことにより、結果的に出席できる委員が限られ、また一部の委員への負担集中があったという課題も生じたことから、これについても改善を図る必要がある。そのため、河川管理者は諮詢を行う際、特に専門的意見を求める事項及び理由、目標とするスケジュール、予算等を明示すべきである。また、委員会は十分な議論を行うことに重きを置く一方で、必ずしも意見統一にとらわれることなく運営の効率化に積極的に取り組み、スケジュール管理、コスト管理を図る必要がある。

3. 住民参加

3-1 【住民意見聴取の位置づけ、目的】

流域委員会が住民の意見を聴取するか否かに問わらず、河川管理者自らが住民の意見聴取、反映を行う責務を有している。流域委員会が行う意見聴取と河川管理者が行う意見聴取の位置づけ、目的等の違いが住民に明確に伝わるよう努力すべきである。

3-2 【住民意見聴取の評価】

住民参加を重視したこと、学識経験者の意見との連動を行った点は評価すべきである。流域委員会の6年間の活動により、住民の川への関心が高まったことは成果としてあげられる。また、委員会の場で常に傍聴者発言の時間を確保したことや常時住民からの意見を受け付けたこと、現地での意見聴取を実施したこと等を通じて、流域委員会が住民の意見を聞くことにより、住民が意見を述べる機会が増加したとともに、学識者が自らの認識を高めつつ意見を述べることができたということは評価できる。ただしその一方で、一般住民の傍聴者、発言者が固定化した状況も見られた。このため、河川管理者は幅広く住民の関心が得られるよう、情報提供の仕方を工夫するとともに、流域委員会だけでなく多様な機会を確保するよう努める必要がある。

4. 委員の選任

4-1 【委員選任に係る評価】

河川工学など学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また、第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたことは評価できる。次期委員の選定にあたっては、これまでのようにその過程の透明性が確保されるよう努めるとともに、河川整備計画原案に対する意見を効率的、効果的に聴取できるよう、専門分野や構成をより一層検討する必要がある。

5. その他

5-1 【委員の役割】

学識経験者は、自らの専門的知識をもとに意見を述べることが基本的任務であることに鑑み、委員就任を依頼する際には、委員としての役割や特に意見を求めたい分野を明確にしておく必要がある。

5-2 【河川管理者の説明責任】

河川管理者は、委員から出された意見に対する河川管理者の見解を明らかにする必要がある。

5-3 【市町村長への意見聴取】

市町村長は住民生活の安全に対して総合的な責任を有することから、河川管理者の責任において積極的に意見を聴き、きめ細かな対応をする必要がある。

以上